

教職員・児童生徒・保護者 の皆様へ

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止について

1月に入り、県内では新型コロナウイルスへの感染が急拡大しています。今回の感染の波においては感染力が従来株より強いオミクロン株が主流になることが予想され、若年層の感染が指摘されており、特に児童生徒の感染リスクが急激に高まっています。

これからの期間は、高等学校入学者選抜や大学入試、現場実習、また卒業式を控えた大切な時期であり、教育活動再開後、感染拡大のレベルがこれまでとは違うことを、児童生徒の皆さん、保護者の皆様、また教職員の皆様と共有していただき、校内や家庭での感染拡大に最大の警戒をお願いいたします。

感染拡大防止徹底については、特に以下の点についてお願いします。

- 1 基本的な感染予防対策（3密の回避、マスク着用、手指消毒、換気、黙食など）を今一度徹底してください。
- 2 県内でも急速に感染が拡大する中で、若年層の感染事例が増えており、一旦学校に持ち込まれると、学校内及び学校を基点とした感染が拡大することが懸念されるため、ご家庭や学校でのお子様（児童生徒）の健康観察に十分留意してください。
- 3 校内では児童生徒が大人数で集まる場面や、個別に密集する場面を作らないよう配慮してください。
- 4 児童生徒が密集したり大声を出したりする行事や、身体接触の多い行事など、感染リスクの高い行事等については、中止や延期または内容や方法の変更を検討してください。
- 5 かぜ症状等があるお子様（児童生徒）は登校を控えてください。また、教職員についても同様です。  
※上記の理由により児童生徒が登校できない場合、学校保健安全法19条に基づく出席停止となります。
- 6 少しでも体調が悪い場合はすぐに医療機関にご相談ください。また、無症状でも感染不安を感じる場合や大学受験等で県外と往来した場合は、県内各所で実施される無料検査（1/7～1/31）の受検をご検討ください。  
※無料検査期間は感染状況により変更の可能性があります。

令和4年1月7日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三